





え、同項に次の二号を加える。

七 前号の事業に関する調査及び

統計に関すること。

第十四條第一項第一号及び第二

号中「輸出」を「輸出、輸入」に改

め、同項第七号中「(火薬類の所持

の取締に関する件を除く。)」を

削り、同項に次の二号を加える。

九 前号の事業に関する調査及び

統計に関すること。

第十五條第一号中「輸出」の下

に「輸入」を加え、同條に次の二

号を加える。

四 前号の事業に関する調査及び

統計に関すること。

第二章第一節中第十五條の次に

次の二条を加える。

(臨時通商業務局の事務)

第十五條の二 臨時通商業務局にお

いては、左の事務をつかさどる。

一 米国対日援助物資の引取、保

管、売却その他輸入に関する事

業を行うこと。

二 米国対日援助物資等処理特別

会計の経理を行うこと。

第十九條第一項中「機械器具」の

下に「並びに非鉄金属及びその圧延品」を加える。

第二十四條第七号中「賠償の実施」

の下に「及び賠償施設の活用」を加え、同條第十七号中「及び工業品規格」を削る。

第二十七條を次のように改める。

第二十七條 削除

第二十八條の見出しを「(通商事務所等)に改め、同條中「当分の間通商業局の分室並びに」を削る。

第三十二條第一項中「五局」を「四

局」に、「石炭管理局」を「炭政局」に、

同條第二項中「石炭生産局に開発部

を、」を「炭政局に施設部を、」に

改める。

第三十五條(見出しを含む。)中

「石炭管理局」を「炭政局」に改め、同

條第一号中「石炭の」の下に「生産、

を加え、同條第三号中「(石炭生産局

の所掌に係ることを除く。)」を削り、

同條第五号を次のように改める。

五 石炭鉱業の機械化その他石炭生産技術の向上に関する事。

第三十五條第五号の次に次の二号を加える。

官房、」を加える。

第六條の次に次の二条を加え

(長官官房)

第六條の二 長官官房においては、

工芸技術庁の所掌に属する人事、

会計、庶務その他他部及び他の機

関の所掌に属しない事務を掌る。

第七條第四号を次のように改

め、同條第五号を削る。

四 試験研究に基く工芸化試験及

びその他の試験研究の助成に関

する事項

第八條中「及び工芸品規格」を

削る。

四 中小企業に対する金融制度そ

の他中小企業に關係がある經濟

問題に關し調査研究すること。

九 中小企業における製品又はそ

の製法等を展示する会を開くこ

と。

八 中小企業に対する金融制度そ

の他中小企業に關係がある經濟

問題に關し調査研究すること。

九 中小企業に対する金融制度そ

の他中小企業に關係がある經濟

問題に關し調査研究すること。

び診断並びにこれらに基く必要

な指示をすること。但し、その

者の申請に基くことを必要と

し、且つ、その指示は、當該中

小企業者を拘束しないものとす

る。

八 中小企業に有益な技術、經營

方法等を奨励すること。

七 中小企業に対する金融制度そ

の他中小企業に關係がある經濟

問題に關し調査研究すること。

九 中小企業に対する金融制度そ

の他中小企業に關係がある經濟

問題に關し調査研究すること。

きは、意見を附して当該事件を公正取引委員会に移すものとする。

中小企業庁は、中小企業者が他

の事業者の不当な取引制限若しく

は不公正な競争方法によりその事

業を阻害されているかどうか、又

は中小企業等協同組合の組合員が

小規模の事業者であるかどうかを

調査し、公正取引委員会に対しそ

の事実を報告し、及び適當的でな

いと認める場合又は中小企業等協

同組合の組合員が實質的小規模の

事業者でないと認める場合におい

て、勧告し、又は審判開始決定書

を発送したときは、その旨を中小企

業庁に通知しなければならない

こと。

中小企業庁は、中小企業の経営

の向上に資することができる設備

及び技術に関し、試験研究機関の

協力を求めることができる。

中小企業庁は、中小企業の融通

の資金の融通並びに融資の融通

の融通並びに融資の融通

の融

